

建設省経入企第2号
自治行第3号
平成12年2月1日

各都道府県知事 殿

建設省建設経済局長

自治省行政局長

地方公共団体の公共工事に係る入札・契約手続
及びその運用の更なる改善の推進について

建設省及び自治省においては、平成5年12月21日の中央建設業審議会建議「公共工事に関する入札・契約制度の改革について」及び平成5年12月24日に取りまとめられた「建設省・自治省入札・契約手続改善推進協議会報告書」に沿って、公共工事に係る入札・契約手続及びその運用の改善を早急に実施されるよう、「地方公共団体の入札・契約手続に関する実態調査の結果」（以下「実態調査」という。）をも踏まえつつ、これまで数度の通知により要請を行ってきたところです。

また、平成10年2月4日の中央建設業審議会建議「建設市場の構造変化に対応した今後の建設業の目指すべき方向について」及び平成10年3月31日に閣議決定された「規制緩和推進3か年計画」を踏まえ、平成10年4月1日付けで「地方公共団体の公共工事に係る入札・契約手続及びその運用の更なる改善の推進について」を通知し、更なる改善を要請したところであります。

平成11年度の「実態調査」の結果（別添参照）によると、全般的には改善に進捗が見られるものの、市町村を中心に、改善の趣旨の徹底が不十分な事項も見受けられるところでもあります。

各都道府県におかれては、このような状況を踏まえ、下記事項に留意の上、公共工事に係る入札・契約手続及びその運用の改善を更に推進するとともに、貴都道府県内の市町村においても、より一層の改善が進むよう、本通知の趣旨の十分な周知をお願いします。

記

1 適切な入札方式の採用

入札方式については、工事の規模、執行体制等を踏まえつつ、一般競争入札、公募型指名競争入札又は工事希望型指名競争入札等を適切に採用すること。

この場合、一般競争入札は、透明性、競争性が高い反面、不良・不適格業者の混入する可能性が大きいこと、また資格審査等の事務量が増大すること等のデメリットも指摘されていることから、個々の入札ごとに適正な参加条件を設定することにより工事の質の確保に配慮するとともに、入札・契約手続の実情を把握し、適宜執行体制その他の見直しを行うこと。また、その採用が困難な場合においても、公募型指名競争入札等の透明性・競争性の高い入札方式の採用を検討すること。

なお、一般競争入札については、平成6年1月18日に閣議了解した「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」に基づき、都道府県及び政令指定都市の1,500万SDR（平成11年度における邦貨換算額：24億3千万円、平成12年度及び平成13年度における邦貨換算額：25億円）以上の公共工事に採用するよう要請しているところである。その運用に当たっては、中小・中堅建設業者の受注機会の確保に配慮しつつ、適切な発注ロットの設定を推進し、工事の大型化を通じた一般競争方式の実質的な対象工事の拡大を図ること。

2 多様な入札・契約方式の導入

民間において固有の技術を有する工事等を対象として、個別・具体の民間の技術力を一層広く活用することにより、品質の確保、コスト縮減等を図るとともに、技術力による競争を促進する観点から、技術提案を受け付ける多様な入札・契約方式の導入を推進すること。

また、平成11年2月に地方自治法施行令が改正され、価格以外の要素も考慮して落札者を決定する総合評価方式が認められることとなったので、工事の態様を勘案しつつ、その採用について検討すること。

なお、技術提案についての審査や価格以外の要素を含む総合評価に対する信頼性の確保が重要であるので、審査体制の整備や審査結果の理由説明等手続の透明性の確保に留意すること。

3 入札手続の透明性及び公平性の確保

明確な指名基準及びそれを具体的に補完する運用基準並びに指名停止基準の策定・公表、発注標準等の公表は、入札手続における透明性及び公平性を確保するための基本的事項であり、これらについて未実施の団体については、早急に策定・公表を行うこと。

4 低入札価格調査制度への移行及び低入札価格調査の結果の公表

低入札価格調査制度は、入札参加者の企業努力及び低い価格での落札を促進する観点からは、最低制限価格制度よりも望ましい制度であるので、審査体制の整備等の条件整備を進め、最低制限価格制度から低入札価格調査制度に移行していくこと。

この場合、調査基準価格の設定、基準価格を下回る入札に対する調査、監督・検査体制の強化等の手続の流れやこれらの具体的内容等についてのマニュアルを作成するなど透明性・公正性の確保に努めること。

また、低入札価格調査を実施した工事については、その結果を公表すること。

5 等級制の運用

競争性を一層高める観点から、発注する工事の技術的難易度等に応じて、当該工事の規模に対応する等級に格付けされた建設業者以外の建設業者の指名を推進すること。

6 等級の公表等

企業評価向上のためのインセンティブを付与する観点から、当該建設業者本人に対し、客観点数、主観点数及び等級を通知すること。

また、手続の透明性の一層の向上を図る観点から、等級の公表を行うこと。

7 談合情報マニュアルの策定

談合情報については、その内容の信憑性、入札までの時間的余裕の有無等が区々であり、一律の対応をとることは困難であるが、発注者においては、公正取引委員会への通知等を含めた手続の流れについてマニュアル化し、その内容を公表することを検討すること。

8 予定価格の事後公表

不正な入札の抑止力となり得ることや積算の妥当性の向上に資することから、予定価格の事後公表を行うこと。また、その積算内訳についてあわせて公表することについても検討すること。

9 工事完成保証人制度の廃止と新たな履行保証体系への移行

公共工事の履行保証については、工事完成保証人制度の廃止についてかなりの改善が見られるところであるが、未だ金銭的保証を中心とする新たな履行保証体系をとっていない団体については、早急に必要な措置をとること。

なお、履行保証措置を免除する（いわゆる無保証とする）ことについては、請負者が債務不履行に陥る可能性や債務不履行時の影響等を勘案し、慎重に検討すること。

10 不良・不適格業者及びいわゆる「上請け」の的確な排除

不良・不適格業者及びいわゆる「上請け」の的確な排除を徹底するため、平成10年12月25日付け通知「不良不適格業者対策について」を踏まえ、発注者支援データベース・システムの活用、施工体制台帳の活用と現場の立入点検等による施工体制の確認、技術者の現場専任制や一括下請負の禁止に違反している建設業者に対する厳正な対応等を図ること。

また、発注者支援データベースの基礎データとなる工事实績情報サービス（CORINS）への登録義務付けを進めることの重要性に留意すること。

1.1 発注体制の強化

発注体制の強化のため、建設技術センター等の整備・充実とその活用、建設コンサルタント、設計者等民間の技術者を有する組織の活用、発注者支援データベース・システムの活用等を図ること。

1.2 監査の徹底

資格審査・格付け、競争参加条件の設定・競争参加資格の確認（又は指名業者の選定）、資格停止（又は指名停止）等の手続の透明性を高めるため、財務監査に加え行政監査も活用する等、監査委員による監査の徹底を図ること。

1.3 市町村における改善の支援

市町村における入札・契約手続及びその運用の更なる改善については、市町村の実情を十分把握した上で、通知による周知のみならず、都道府県公共工事契約業務連絡協議会等の場も活用して、更なる取り組みを促すことはもちろんのこと、都道府県の改善についての情報提供等きめ細かい支援を積極的に行うこと。